

## 令和8年度弘前市果樹栽培振興協議会新たなりんご栽培チャレンジ支援事業公募要項

### 1 目的

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足が課題となっており、日本一のりんご産地として今後も維持・発展させていくためには、作業の省力化や効率化が不可欠であり、その有効な手段となる可能性がある高密度栽培やジョイント栽培は、早期多収や作業の効率化が図られ、また、高度な剪定技術を要しないなどの利点がある一方で、施設費や苗木代などの高額な初期投資が課題となり、県内での普及は限定的な状況である。

このことから、弘前市果樹栽培振興協議会（以下「協議会」という。）は、新たな栽培方法による省力樹形の効果を検証し、経費の削減及び更なる省力化・効率化等に繋げ、省力樹形の普及拡大を図るための取組を支援することとしたところである。

この要領は、当該取組に対する支援として実施する令和8年度弘前市果樹栽培振興協議会新たなりんご栽培チャレンジ支援事業の公募に対する審査に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 公募期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月15日（水）まで

### 3 応募資格者

(1) 応募資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 弘前市内に住所を有し、及び農地の所有等をし、かつ、現に農業に従事し、又は従事しようとする者

イ 弘前市内に本店又は主たる事務所を有する農地所有適格法人

### 4 事業内容

公募する事業は、弘前市のりんご生産体制をより一層強化するために効果的と考えられる先駆的な事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国の果樹経営支援対策事業の補助対象となっている超高密植栽培、高密度低樹高栽培、朝日ロンバス栽培、V字ジョイント栽培以外の栽培方法によるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が認めるもの

### 5 補助対象経費及び補助率について

(1) 補助対象経費

ア 苗木、栽培設備、その他必要資材等の購入に係る費用

イ 栽培設備等の設置に係る施工費用

ウ ア、イに掲げるもののほか、会長が認める経費

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1（上限500,000円）※1円未満切捨て

### 6 応募方法

(1) 提出書類

ア 令和8年度弘前市果樹栽培振興協議会新たなりんご栽培チャレンジ支援事業応募用紙（様式第1号。以下「応募用紙」という。）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 定款の写し（農地所有適格法人が応募する場合に限る。）

(2) 提出先

弘前市果樹栽培振興協議会事務局

（弘前市役所農林部りんご課内（市役所前川本館3階））

(3) 提出方法

上記提出先へ持参

(4) 受付時間

公募期間における平日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで

(5) 注意事項

- ア 提出された応募用紙の返却は行わないこととする。
- イ 応募資格を満たさない者が提出した応募用紙は、無効とする。
- ウ 虚偽の記載をした応募用紙は、無効とする。
- エ 応募用紙の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出された応募用紙は、審査以外の目的に応募者に無断で使用しないこととする。  
ただし、審査の結果、採択候補者として選定された者が提出した応募用紙の内容について開示請求があった場合においては、不開示情報を除いて開示される場合がある。
- カ 公募があった時点で、事業内容（樹形、経費、収量など）についてHPなどで公表されることに同意したものとみなす。

7 審査

(1) 審査者

審査については、協議会の会員6名が、審査基準及び採点基準に基づき採点し、その採点結果をもって事業採択候補者の選定を行う。

(2) 審査基準

審査項目は、次表のとおりとする。ただし、審査の際、前号の審査者以外の意見が必要な場合は事前に関係機関に意見聴取するものとする。

審 査 項 目	
効率性	りんご作業において、作業時間の短縮等が期待できる。
実現性	事業計画、実施手段、体制、予算などが具体的に示されている。
収益性	慣行のりんご栽培と同程度以上の収益が期待できる。

(3) 採点基準

採点は5段階評価とし、1人30点満点（3項目×10点）により評価を行う。

区 分	評 価
高く評価できる	10点
やや評価できる	8点
普通	5点
あまり評価できない	3点
評価できない	0点

(4) 採択方法

- ア 採点の結果、審査者6名の合計の平均点が18点以上の場合、事業採択できる候補者（以下「候補者」とする。）として選定することとする。
- イ 選定された候補者の数が採択件数以内のときは、全員採択することとする。
- ウ 選定された候補者の数が採択件数を超えるときは、平均点の高い者から順に採択するものとする。
- エ ウの規定に基づき採択し、かつ、採択件数に達しない場合において、採択件数の残りの数を超える平均点の同じ者が複数いるときは、抽選により採択するものとする。

(5) 採択予定件数

5件程度

(6) 審査の省略

提出された応募内容の全てが、過去に協議会で審査に付され、かつ、採択されたものと概ね同様のものである場合は、審査を省略することがある。この場合において、採択方法は第4号（イ及びエに限る。）の規定を準用する。

8 その他

応募後のスケジュールについては次のとおり。

募集締切 令和8年4月15日（水）

↓

審査

↓

採択の内示



補助金交付申請書の提出



補助金交付決定



採択事業の実施